

ふるさとの川づくり協働事業について

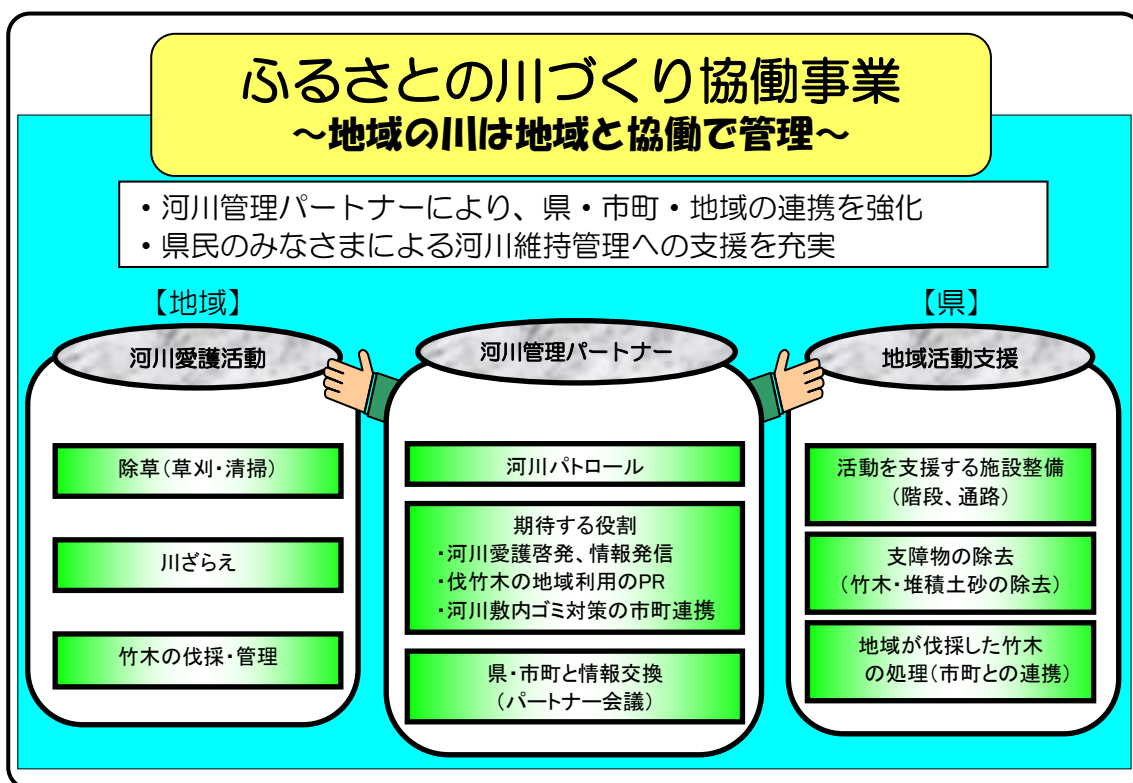
— 地域の川は地域と協働で管理 —

滋賀県土木交通部流域政策局

1 事業の趣旨

“ふるさとの川づくり協働事業”は、河川の維持管理について、さらに地域のみなさんとの協働を推進するため、県・市町・地域の連携を強化するとともに、河川愛護活動の活性化のための支援の充実を行うものです。

地域のみなさんが地域の川を愛し、行政と共に手を取り合い、「ふるさとの川」として守り育てていただけるよう取り組んでいきたいと考えています。



2 取組内容

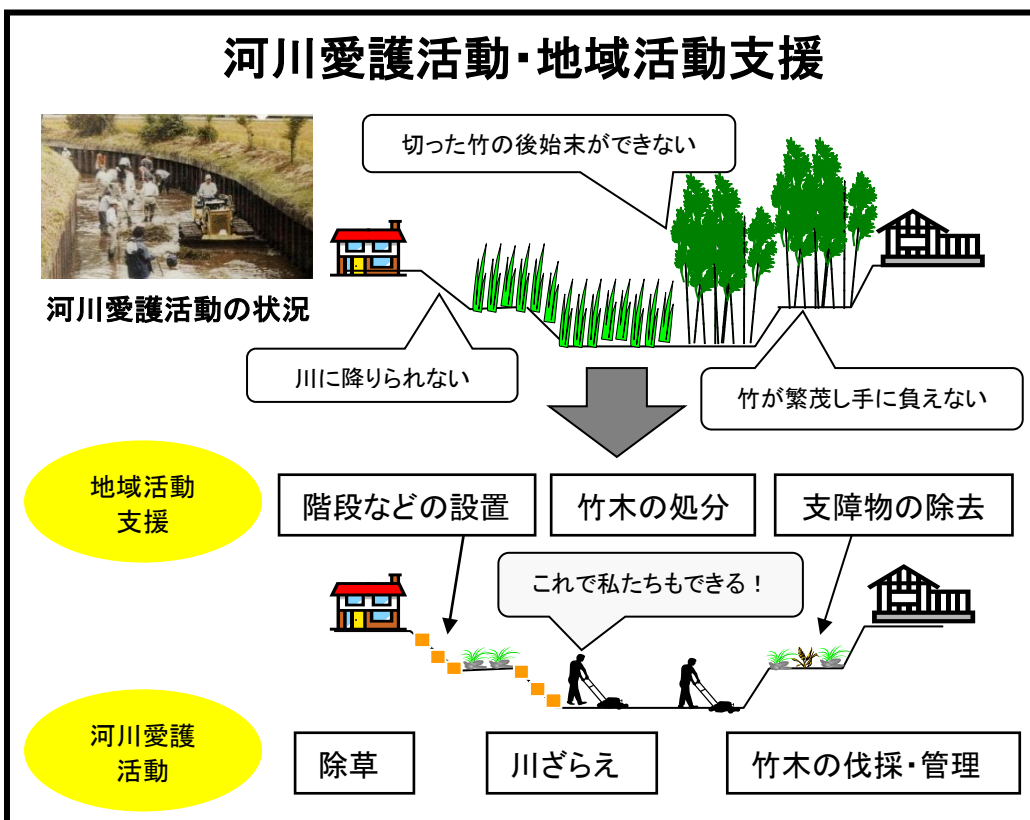
(1) 河川愛護活動事業

地域が行う治水上の観点からの河川の維持管理に対して、市町を介して委託により費用助成するもので、「除草」、「川ざらえ」「竹木の伐採・管理」を地域で取り組んでいただいています。

(2) 地域活動支援事業

地域が河川愛護活動を行うにあたってのさまざまな障害を取り除くものであり、「支援施設整備(階段・通路等)」、「支障物の除去(竹木・堆積土砂の除去)」、地域による竹木の伐採・管理で発生する「竹木の処理」を県・市町が連携して実施することにより、地域活動を支援します。

河川愛護活動・地域活動支援



(3) 河川管理パートナー

地域活動を活性化していくためには、県・市町・地域の連携が不可欠です。

河川管理パートナーには、河川パトロールや、地域への河川愛護にかかる啓発や情報発信、伐竹木の地域利用にかかるPR、河川敷内のゴミ対策にかかる市町との連携など、県・市町と地域の仲立ちとなって、活動いただいています。

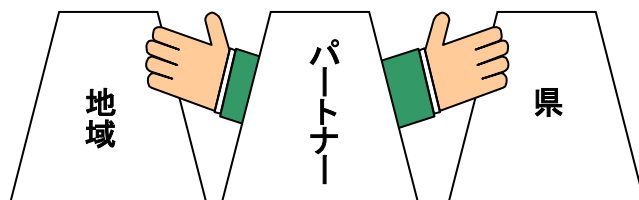
河川管理パートナー

【活動内容】

- ◆ 県・市町・地域の連携
 - ・ 河川愛護啓発、情報発信
 - ・ 伐竹木の地域利用のPR
 - ・ 河川敷内ゴミ対策の市町連携 など
- ◆ 河川パトロール



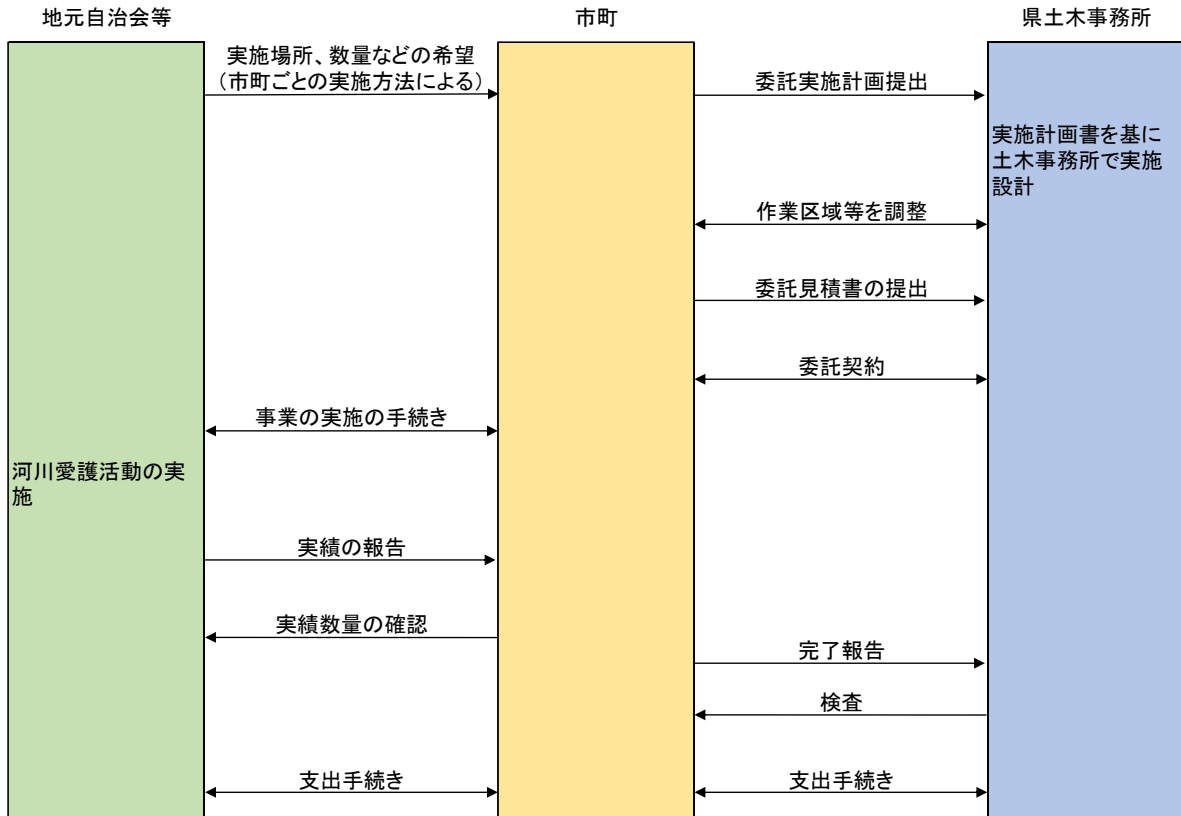
パートナー、県、市町
による会議イメージ



3 河川愛護活動における留意事項

(1) 全般事項

- いずれのメニューも一級河川として治水上の観点から必要な活動で、かつ地域の自主活動である前提に留意してください。
- 事務のフローは、以下を参考としてください。詳細は要綱を御確認ください。
- 河川愛護活動団体は、地域の住民等により構成される自治会等の団体としています。自治会以外には、実施場所が重複するなどが考えられることから、地元自治会と調整ができる団体を想定しています。
- 地域活動支援事業により、階段設置等を必要とする場合には、工事時期等を土木事務所と調整する必要があります。



(2) 除草（草刈・清掃）

① 活動に当たり利用できる主なもの

- ア 肩掛け式機械除草工
 - イ ハンドガイド式機械除草工（自走式草刈機）
 - ウ 遠隔操作式機械除草工（自走式草刈機）
 - エ 重機による機械除草工（トラクタ取付型・油圧ショベル取付型草刈機等）
- <対象機械のイメージ>



② 作業回数

作業は同一場所につき1回限りとしてください。
 ただし、1回を複数日により実施することは可とします。
 （例：同一場所での作業を2週に渡り実施する場合等）

③ 機械除草工の実施に係る注意点

- ・ 持ち込み機械において、面積あたり単価となります。
- ・ レンタルおよびオペレーター付きは日あたり単価となります。
- ・ 有償レンタル機を使用の場合、レンタル機の単価を選択してください。
- ・ 大型重機はオペレーター付きの補助の単価があります（除草・集草）。

※農機具を取り扱う事業者や建設機械を取り扱う事業者が、レンタル事業を行なっている事例がありますので、参考にしてください。

県内の建機レンタル事業者検索 URL（一般社団法人日本建設機械レンタル協会より）

URL：<https://www.j-cra.org/search/>

ア 肩掛け式機械除草工

(ア) 概要

- ・ 草刈機の使用は、肩掛け式機械除草工を使用しても危険でない区域で、かつ当該区域の現場状況、機械の普及度・保有状況（リース含む）を勘案して採用するものとします。

(イ) 経費

- ・ 経費は草刈機の損料、労務費、燃料費および諸雑費とします。

イ ハンドガイド式機械除草工（自走式草刈機）

(ア) 概要

- ・ 草刈機の使用は、自走式草刈機（ハンドガイド式）を使用しても危険でない区域とします。

(イ) 経費

- ・ 経費は、草刈機の損料、労務費、燃料費および諸雑費とします。

ウ 遠隔操作式機械除草工（自走式草刈機）

(ア) 概要

- ・ 草刈機の使用は、自走式草刈機（遠隔操作式）を使用しても危険でない区域とします。

(イ) 経費

- ・ 経費は草刈機の損料、労務費、燃料費および諸雑費とします。

エ 重機による機械除草工（トラクタ取付型・油圧ショベル取付型草刈機等）

(ア) 概要

- ・ 機種は、トラクタ・バックホウにアタッチメントを装着したものを想定しています。
- ・ 機種の使用は、重機を使用しても危険でない区域とします。

(イ) 経費

- ・ 経費は、労務費、重機回送費（トラック運転）、重機の燃料費および諸雑費とします。

④ 除草時に出現したゴミについて

除草時に出現したゴミについては、実施設計書の中の塵芥費で処分手数料を加味しています。一般の散在性ゴミ、可燃ゴミおよび資源ゴミ等は河川愛護活動の中で、収集処分をお願いします。

(3) 川ざらえ

はじめに、実施にあたっては別紙「河川愛護活動事業委託（川ざらえ）の見直しについて」を必ず確認してください。

① 活動の範囲

- ・ 地域の自主活動の範囲でできるものであることを確認してください。
 - ア 地元に対応できる能力があるか
 - イ 土の処分先が確保されているか（例：以下に記載）
 - ウ 自主活動相当の規模か：土量の評価
 - エ 自主活動相当の現場か：現場条件（進入路がある、軟弱地盤でない等）
 - オ 他の利害関係者との合意が形成できる地区であるか

② 規模

- ・ 川ざらえにおける作業規模は、地域の自主活動の範囲と考え、50m³・50万円程度までを前提とし、上限は100m³、100万円以下とします。
- ・ それ以上の規模のものについては、事前に土木事務所あて相談願います。

③ 浚渫土の処分

- ・ さらえた土等は、地区内で以下のような方法により適正な処分先を確保し、処分してください。
 - ア 河床整正に使用
 - イ 堤防法面・天端部の補修に使用
 - ウ 集落内の農道法面やグラウンド等の補修・整正に使用
 - エ 適切な捨て場に処分
- ・ ただし、上記を含め処分が困難な場合、事前に土木事務所あて相談願います。

④ 作業回数

- ・ 作業は同一場所につき1回限りとしてください。ただし、1回を複数日の実施で1回実施は可とします。（例：同一場所を2週末で実施する場合等）

⑤ 経費

- ・ 経費は、オペレータ付き重機・トラックのリース料+諸雑費とします。
- ・ 重機の大きさ・機種等は、現地状況に合わせて個別に設定し、その機種に応じた単価により積算することとします。

⑥ その他

- ・ 作業実施にあたり、泥等の積み込み・荷下ろし、処分地の敷き均し、周辺道路の清掃、道路通行案内等は、地元実施団体が行うこととなります。
- ・ 各市町および県は作業実施にあたり、一部の役割を担い、協働を進めることとします。

(4) 竹木の伐採・管理

① 規模

- ・ 作業規模は、地域活動支援事業委託（竹木の処理）の取扱方針に定める額の対象範囲を超えない範囲とします。

② 経費

- ・ 経費は、伐採に使用する機械（チェーンソー）の運転経費（燃料費等）、伐採した竹木の集積に使用する重機1台（オペレータ付き）の運転経費（労務費・燃料費等）+諸経費とします。

③ 竹木等の処分

- ・ 伐採・集積した竹木等は、各市町により適正な処分をして下さい。
- ・ 伐採した竹木は、自由使用の範囲で持ち帰っていただくことも可能です。
- ・ 地域活動支援事業（竹木の処理）にて処理することもできます。
- ・ なお、運搬・処分費は当河川愛護事業では計上しません。地域活動支援事業との調整をよろしくお願いします。

④ その他

- ・ 作業実施にあたり、下草刈、竹木の伐採・集積、周辺道路の清掃、道路通行案内等は、地元実施団体が行うこととなります。
- ・ 各市町および県は、作業実施にあたり、一部の役割を担い、協働を進めることとします。

《お問い合わせ》

【河川愛護活動事業・地域活動支援事業】

滋賀県土木交通部流域政策局 河港事業室
河川環境係 TEL：077-528-4154

【河川管理パートナー】

滋賀県土木交通部流域政策局 河港管理室
行政第二係 TEL：077-528-4161

※個別・具体の相談は、各土木事務所・支所の管理調整課または河川砂防課をお願いします。

作業予定場所	管轄土木事務所	連絡先
大津市	大津土木事務所	077-524-2813
草津市、守山市、栗東市、野洲市	南部土木事務所	077-567-5441
甲賀市、湖南市	甲賀土木事務所	0748-63-6161
東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町	東近江土木事務所	0748-22-7737
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	湖東土木事務所	0749-27-2248
米原市、長浜市（旧長浜市、浅井町、びわ町、虎姫町、湖北町）	長浜土木事務所	0749-65-6600
長浜市（旧高月町、木之本町、余呉町、西浅井町）	長浜土木事務所 木之本支所	0749-82-3896
高島市	高島土木事務所	0740-22-6047